

○たかざわ委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。地域文教委員会に新たに送付された陳情、送付4-23、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いいたします。

○小川国際平和・男女平等人権課長 令和2年5月に本委員会で同様の趣旨の陳情の審査がされておりますが、その後の状況をご報告します。

その後、令和3年9月に、日本国政府から女子差別撤廃条約実施状況第9回報告、女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答が出ており、25の問いと答えが示されています。

この報告によりますと、初めに、2020年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、第4回世界女性会議北京宣言及び行動要領に沿った取組を進めることを明確に定めているとしています。

また、選択議定書の批准の検討及び障害の問いに対し、第5次基本計画は、「選択議定書については、課題の整理を含め、早期締結について、真剣な検討を進める。」と定めており、個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていくとしています。

そのほか、様々な問いと答えがあり、政府が法制化などの対応をしているものが多いですが、見解が異なるものも見られます。

次に、23区の区議会における意見書の可決の状況ですが、文京区議会が令和元年10月、中野区議会が令和元年12月、豊島区議会が令和3年3月、目黒区議会が令和4年6月に可決しております。令和2年5月の陳情審査のときと比べ、政府の対応は検討中で、あまり変わっていないように思われます。

また、23区の区議会の意見書可決の状況は、2区増加して、4区となっております。説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様、執行機関に確認したい事項がございましたら、挙手をお願いいたします。

○牛尾副委員長 私もこの第9回の日本政府の回答を見ました。真剣に検討をすると言いつつも、本当に前になかなか進まないなという感じを受けております。

意見書については、23区は四つ、2から4に前進したと。全国では130ですかね、130を超える自治体が同様の意見書を提出していると思いますけれども、千代田区として、この選択議定書を国が批准するという点について、千代田区としてはどのように受け止めるか、女性の権利とか働き方とか、そういった面からして、そこはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 外交問題に関わることで政府のほうで検討しているところがございますので、千代田区として何かを申し上げる立場じゃないのかなと思って

おります。

○牛尾副委員長 要するに、女性の権利が前進するかどうか、その受け止めというかな、そういうのも答えられないですか。要するに、議定書は、これ、選択議定書が採択されて批准するかどうかはどうかじゃなくて、批准された場合、女性の働き方、権利というのは前進するかどうか、その認識だけ聞いているんですが。

○小川国際平和・男女平等人權課長 この条約が締結されてからいろんな法律が整備されてきて、男女共同参画社会基本法とか、育児介護休業法ですとか、もろもろな制度が整備されてきていると思いますので、そういった条約の取組は進んできているのかなと思っておりますので、それ以上のことは差し控えさせていただきたいと思います。

○牛尾副委員長 分からないのかね。

○たかざわ委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 今のちょっと関連なんですけれども、個人的な意見だとかいろんな考え方があると思うんですけれども、女性差別撤廃条約が批准されている中で、選択議定書が批准されていないという事実、ここに、この二つというところをちょっと捉えると、どんな影響があるというふうにお考えでしょうか。

○小川国際平和・男女平等人權課長 選択議定書で個人通報制度を設けているものが、この女子差別撤廃条約だけではなくて、たしかほかの条約についても、児童の権利条約ですとか障害者権利条約など、国が締結しているものについても個人通報制度というのが選択議定書で定められていまして、それについては、いずれも採択していないというところがございますので、政府のほうで個人通報制度関係省庁研究会というところで、そういったほかの条約のものも含めて検討されているということですので、そういった検討状況を見守るべきなのかなというふうに思っております。

○小野委員 ありがとうございます。条約が批准されていて選択議定書が批准されていないという国は日本以外にもあったと思いますけれども、その最新情報というか、このような状況の国が今どんな国なのかというところについて、もし情報があればお答えいただけますでしょうか。

○たかざわ委員長 分かりますか。

担当課長。

○小川国際平和・男女平等人權課長 申し訳ございません。ちょっと手元に資料がなくて、申し訳ございません。

○たかざわ委員長 はい。

○小野委員 手元にない。

○たかざわ委員長 手元にない。

○小野委員 手元にない。調べれば。

○たかざわ委員長 担当課長。

○小川国際平和・男女平等人權課長 すみません。現在、この女子差別撤廃条約を締約している国が2021年2月現在で189か国ございます。で、選択議定書の締約国数が同じく2021年2月現在で114か国ということがございますので、75か国ですかね、は締約していないということがございます。その国がどういった国かということは、申し

訳ございません、調べておりません。申し訳ございません。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 はい。ありがとうございます。一応、数は分かるということで、国の名前は分かりますか。国の名前は分からない。ああ、そうなんですね、分かりました。

これ、結構大事ななと思っていまして、やっぱり条約が批准されていながら、実際の議定書、選択議定書が批准されていないというのは、状況が何かしら、実際に条約を批准しているにもかかわらず、選択議定書が批准されていないというところで、進んでいるようで、実際にはその権利というものが守られないというようなお声もやっぱりあるのかなと思います。

やっぱりどういう国が、ここの、矛盾というんですかね、ある意味では差別の撤廃条約というのと選択議定書というのは両輪だと思いますので、その両輪の一つが整っていないというところで影響を受けるのは、結構個々としては苦しい状況に追いやられる可能性というのは、十二分に考えられるかなと思います。なので、どのような国が選択議定書というところが批准されていないのかというのは、結構重要な情報だと思いますので聞きました。ちょっと今は分からないということですので、また分かったら、ぜひとも教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 調べられるんですかね。

○小川国際平和・男女平等人権課長 はい。それでは、そのことについては調べまして、後日、また委員会で報告させていただきます。

○小野委員 お願いします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○牛尾副委員長 たしかOECDでは、日本含め4か国だけじゃないかなと思うんです、批准していない国はですね、たしか。アメリカはそもそも条約自身批准していないから、選択議定書、批准しませんけれども。

あと、今、日本政府がいろいろ検討していると、真剣に検討していると言っていますけれども、自治体からやっぱり意見を上げていくということについては、条約批准に向けてどういった効果があるかというふうに思いますかね。

○小川国際平和・男女平等人権課長 自治体から声を上げているという例は、ちょっと私、存じ上げないんですけども、区議会とか市議会とかでそういった議決をして、意見書を提出しているというのはあるというふうに考えております。そういうところは、もちろん選択議定書を、何ていうんですかね、批准してほしいという要望が国に伝わっているものと思っております。

○牛尾副委員長 その国に伝わって、その国の検討の影響についてどのように考えるかということを知っています。

○小川国際平和・男女平等人権課長 一般論ですけども、地方議会からそういった要望があるということは、もちろん、国の決定にいろいろ影響を与えるものと思っております。

○たかざわ委員長 自治体自体がそれを言うかな。

○牛尾副委員長 議会がね。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 もし事例としてあればなんですけれども、ご存じであればなんですけれども、これはほかの地域ですけれども、批准をしないでくださいというようなご意見とか、そうした陳情というものが上がっているというのは、聞いたことがおありでしょうか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 そういうことを調査したことがございませんので、何とも言えないというのがお答えでございます。申し訳ございません。

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうですね、しないでくださいという意見は私も聞いたことがありませんので。先ほど現在の国の検討状況というところを説明してくださいました。検討課題が多いということも十二分に認識をしております、導入の是非について真剣に考える、やっているということで、これ、すごく大事な一言が私は入っていたなというふうに思います。

それは何かというと、導入の是非、要は導入を進めるという前提ではなくて、是非というところかなというふうに、先ほどのご説明を聞いて思いました。なので、場合によっては、批准をしないというような意向の陳情ですとか、そうしたものがもしかしたら出ているのかなと思ったんですけれども、今のところそうした事実というのは、まだ確認ができていないということでした。

これ、自治体がどうというよりも、本当に議会がどういう意見を出すかということなんですけれども、ぜひ、先ほどの、どんな国が一つは批准をされ、もう一つ選択議定書は批准されていないとか、その辺りの状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、新しい情報が入りましたら、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

○小川国際平和・男女平等人権課長 はい。新しい情報が入りましたらご報告いたします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご質問なければ、質問を終わりますけれども、よろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 取扱いはいかがいたしますか。（発言する者あり）いや、そうじゃない。

じゃあ、休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時01分再開

○たかざわ委員長 では、委員会を再開いたします。

この陳情に関しては、委員会として、執行機関に個人通報制度関係省庁研究会をはじめ、国の検討状況を注視しながら情報提供をするよう申し入れて、陳情審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのように申し入れたいと思います。

それでは、送付4-23につきましては、以上のようなことで陳情審査を終了いたします。